

# 和泉市自治基本条例

(解説書)

平成23年8月

和 泉 市

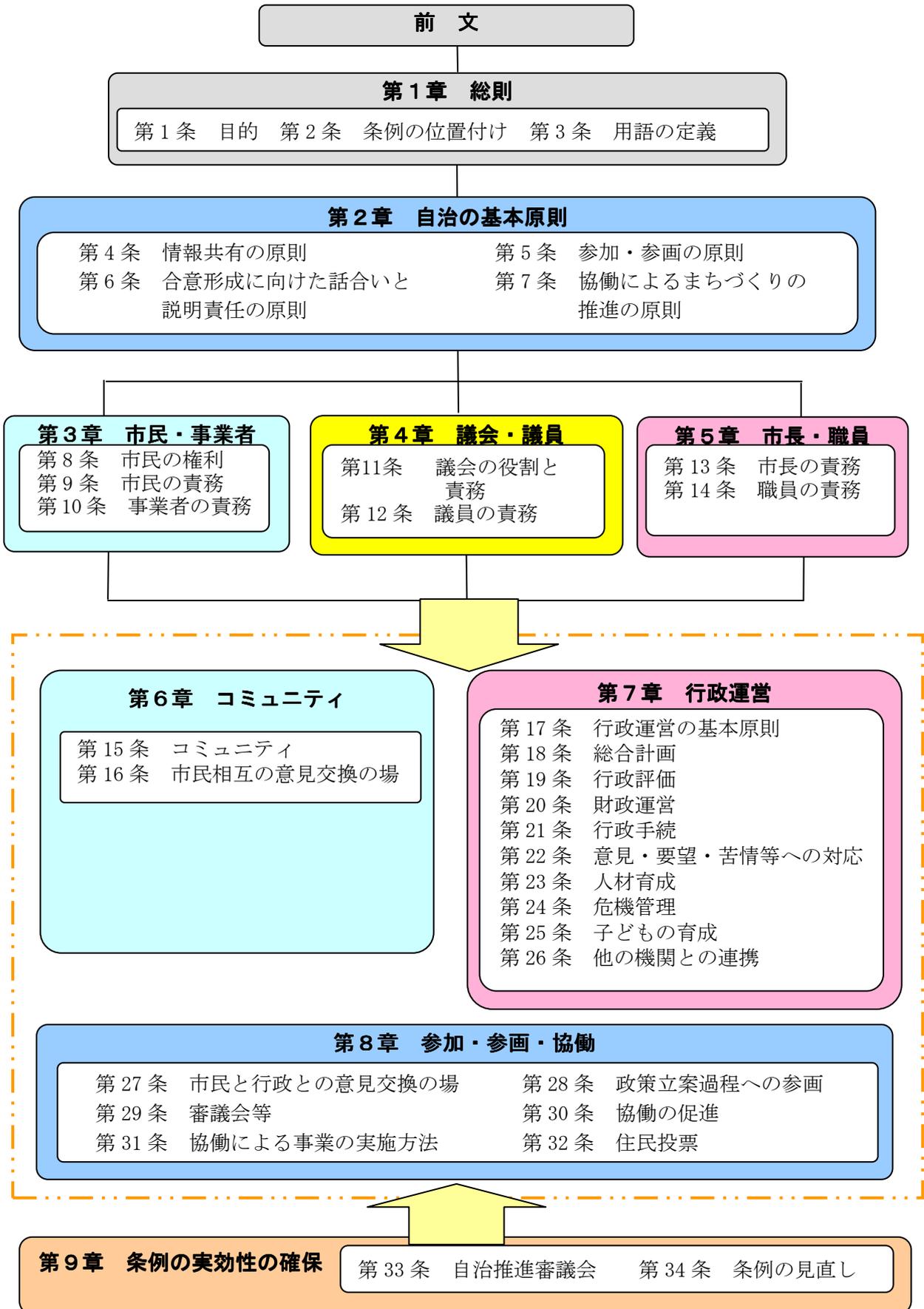
## 目 次

(1) 自治基本条例の構成.....	4
(2) 条例の解説.....	5
前文.....	5
第1章 総則.....	8
(1)目的.....	8
(2)条例の位置付け.....	9
(3)用語の定義.....	9
第2章 自治の基本原則.....	12
(4)情報共有の原則.....	12
(5)参加・参画の原則.....	13
(6)合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則.....	14
(7)協働によるまちづくりの推進の原則.....	14
第3章 市民・事業者.....	16
(8)市民の権利.....	16
(9)市民の責務.....	17
(10)事業者の責務.....	18
第4章 議会・議員.....	19
(11)議会の役割及び責務.....	19
(12)議員の責務.....	20
第5章 市長・職員.....	21
(13)市長の責務.....	21
(14)職員の責務.....	21
第6章 コミュニティ.....	23

(15) コミュニティ .....	23
(16) 市民相互の意見交換の場 .....	26
第7章 行政運営 .....	28
(17) 行政運営の基本原則 .....	28
(18) 総合計画 .....	30
(19) 行政評価 .....	30
(20) 財政運営 .....	31
(21) 行政手続 .....	32
(22) 意見、要望、苦情等への対応 .....	33
(23) 人材育成 .....	34
(24) 危機管理 .....	34
(25) 子どもの育成 .....	35
(26) 他の機関との連携 .....	35
第8章 参加・参画・協働 .....	36
(27) 市民と行政との意見交換の場 .....	36
(28) 政策立案過程への参画 .....	36
(29) 審議会等 .....	37
(30) 協働の促進 .....	39
(31) 協働による事業の実施方法 .....	40
(32) 住民投票 .....	42
第9章 条例の実効性の確保 .....	45
(33) 自治推進審議会 .....	45
(34) 条例の見直し .....	46
附則 .....	46

(3) 条例の全文.....	47
(4) 参考資料：自治基本条例制定に係る取り組み内容.....	58

# (1) 自治基本条例の構成



## (2) 条例の解説

### 前文

「和泉」。その歴史は古く、名称の由来となったのは泉井上神社にある「和泉清水」と伝えられています。奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府があったことから市名として採用されました。この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの和泉市は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。

私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、協働（和）により豊かな自然と命（泉）を育むまちとして、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。

誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の礎としての和泉市自治基本条例を制定します。

#### 【説明】

前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その内容から直接法的効果が生ずるものではありません。前文は、自治基本条例全体を貫く思いを分かりやすい言葉で表し、みんなで思いを共有していく役割を担っています。

#### ①和泉市らしさを過去から未来へ引き継いでいく

「和泉」という名称には、奈良時代に「和泉国」が誕生し、この地に国府が置かれたという歴史があり、このことは市民としての誇りの一つでもあります。また、和泉山脈や槇尾川・松尾川に代表される豊かな自然環境を背景に、和泉市の産業、伝統、文化は培われ、発展してきました。

豊かな地域社会を築き、維持、発展していくためには、物質面のみではなく、市民としての誇り・和泉市らしさを市民全体で共有することが重要です。

先人たちが築いてきた本市の歴史・文化的な側面と、和泉山脈や槇尾川・松尾川等の自然と共存しながら発展してきた古くからの集落と新しいニュータウン地区など、今日の和泉市は様々なものが共存して成り立っています。

自治基本条例の目的である、「市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現する」ということを、前文中に「協働（和）により豊かな自然と命（泉）を育むまち」と「和泉」という市名を使って表しています。「和」には互いに相手を尊重し、助け合う関係にあるという「協働」に通じる意味合いがあり、「泉」は、勢いよく尽きることなく湧き出るものという、「命」を彷彿させる語であることから、このように関連づけることで、和泉という名称そのものが自治基本条例の理念とも通じることを表しています。

このように前文の前半部分では、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を次世代に引き継いでいくという持続的に発展可能な地域社会をめざすという理念をうたっています。

## **②市民の自律と市民相互の協働、市民と行政との協働によるまちづくりの実践**

前文の後半部分では、持続的に発展可能な地域社会を実現していくため、これからの和泉市のまちづくりのあり方についてうたっています。

まず、市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、誰もが「まごころ」

や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、まちづくりに取り組むという理念を挙げています。

これからのまちづくりは、自律した市民による「市民相互の協働」によるまちづくりを実践していくこと、また、行政は、市民とともにまちづくりを行うという意識改革を行い、「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していくことにより、誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んでよかったと誇りに思える和泉市を創っていくことを市民みんなの夢として挙げています。

最後に、市民がまちづくりの主役であることを宣言しています。

～和泉市の自治を考える懇談会「協働のガイドライン提言書」より～

## 第1章 はじめに

### 1 和泉市の自治を考える懇談会について

2007年5月に、和泉市の自治基本条例を市民の意見を尊重する形で作りたいとの行政サイドの思いから、「和泉市の自治を考える懇談会」をもうけることがまりました。これをうけて条例の骨組みとなる公民協働のあり方などについて研究や検討を行う委員が選ばれました。懇談会は、それぞれの思いを持った学識経験者2名、関係団体の推薦する人13名、公募市民11名でスタートしました。

この懇談会では、「すべてを市民にまかせたい」という行政サイドの姿勢が鮮明に打ち出されたために、会議の進め方についての意見交換だけで最初の数回が終わり、ようやく第5回目に進行係と会議の進行方法を定める運営委員が選ばれるという、これまでの会議では考えられない展開となりました。なぜこんなにも時間がかかったのでしょうか。いま振り返ると、「行政がお膳立てをし、まず行政の考え方を示し、これでいいですか？」という会議が当たり前」という考え方と、「自治を考える懇談会なのだから市民がしなくては」という考え方に違いがあったからだと思います。

しかしながら、何度も議論を繰り返すことによって、委員全員がこの懇談会は自分たちが中心となって進めなければならないという自覚が芽生え、本当の意味で、自治を考える懇談会の形ができ上がり、和泉市の現状と課題を話し合うグループ別討議を重ねていくことになりました。

このグループ別討議で出た意見を分類し、それをもとに二人ひと組になって提言の文章を考えるという方法で提言書をまとめました。文章を作るのも誰かにまかせるのではなく、できる限り委員全員で作っていきたいという運営委員会の方針のもと、作業は遅々としたものでしたが、最初から最後まで委員がかかわった最終提言書になったと思います。

この懇談会での意見交換や作業を通して、「これまで行政まかせで暮らしてきた市民の意識が変わり、行政も市民と共に施策を行うという新しい取り組みによって、和泉市の未来は拓け、誰もが安心して暮らせ、住んでよかったと思える和泉市になるのではないか」という思いをみんなが共有することになりました。

## 第1章 総則

### (1)目的

(目的)

第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。

#### 【説明】

住環境、ライフスタイルや人々の価値観の変化に伴い、市民ニーズの個別化・多様化が進む一方で、少子高齢化の進展に伴い、公共サービスの需要は益々増大してきています。

必要な人が必要な公共サービスを受けられる住み良く豊かに暮らせる地域社会を築くためには、市民一人一人が自治の担い手として自分にできることを実行し、さらには市民相互の協働によってできること、市民と行政との協働によってできることを行うことで、市全体で公共サービスを担っていく地域社会の仕組みづくり・自治の仕組みづくりを行っていく必要があります。

このことから、和泉市の自治に関する基本的な事項として、自治の担い手である市民の権利と責務、市民の負託を受けた議会及び市長の責務、自治の理念を実現するための基本となる原則、行政運営のあり方や仕組みを定め、「市民」、「市民相互の協働」及び「市民と行政との協働」によって、市民全体が将来にわたって豊かな公共サービスを享受できる、持続的に発展可能な地域社会を実現することをこの条例の目的として定めています。

なお、持続的に発展可能な地域社会の実現のためには、今を起点に物事を決めるだけではなく、これまで先人たちが築き、守り育て、発展させてきたもの

(有形・無形)をどう受け継いでいくのか、あるいは、和泉市の将来を担う世代に何をどう引き継いでいくのかといった視点も大切です。

## (2)条例の位置付け

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、和泉市の自治の礎を定めるものであり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

### 【説明】

ここでは、自治基本条例が、市民、議会、行政がこれからの和泉市の自治を行っていくための土台、基礎となるものとして、和泉市における自治の礎として位置付けています。法制上、条例には上下関係がありませんが、他の条例、規則等を制定及び改廃する場合において、自治基本条例の趣旨を尊重するものとしています。

## (3)用語の定義

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 事業所又は事業所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいいます。
- (3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。

- (4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。
- (5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。
- (6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任を持って主体的に参加することをいいます。
- (7) 協働 市民と市民又は市民と行政が、目的を共有しながら互いを尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し、協力し合うことをいいます。

**【説明】**

定義付けの意味は、自治基本条例の中では、この言葉はこのような意味で使います、ということを明らかにするものです。本条例では、自治のキーワードとなる市民、コミュニティ、まちづくり、協働等の用語を定義しています。

(1)の「市民」については、和泉市の自治を自治基本条例の理念に基づいて行っていくためには、実際にまちづくりにかかわっている様々な人や団体と協力、協働しながら取り組んでいく必要があるため、本市に居住している人だけでなく、市内で働く人、学ぶ人、さらに市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体（町会・自治会、NPO法人、ボランティア団体等）をこの条例の対象とする市民として規定しています。

(3)の「コミュニティ」の代表的なものには、住んでいる地域のつながりによる地縁型コミュニティである町会・自治会、子育てや環境保全など特定のテーマでの結びつきによるコミュニティである市民ボランティア団体・NPO法人などがあります。

(5)の「まちづくり」は、道路や下水道整備などのハード的な都市基盤整備だけではなく、環境保全、保健、福祉、産業、文化、教育などのソフト的なもの

を含んだあらゆる分野における公共的な取組をさすもので、事業主体が行政であるか否かは問いません。

～和泉市の自治を考える懇談会「協働のガイドライン提言書」より～

## 第1章 はじめに

### 3 和泉市を住みよいまちにするために

このような和泉市の独自性を活かし、新しい和泉市のまちづくりを行っていくためには、「みんなができることをみんなで実践していく」ためのルール作りが必要になってきています。高度経済成長期においては、法律という画一的な基準によって都市づくりが行われてきました。しかし、現代社会においては、色々なライフスタイルや価値観があり、さまざまな要望が生まれて来るようになり、今までのような画一的な対応では、対応しきれない現実があります。また、阪神淡路大震災の時に、その復興に多くの市民団体や個人の救援や協力が必要であったことから、行政では対応しきれない限界が明らかになりました。このように行政では対応しきれない部分を市民が担い、多様な要求にこたえることが和泉市の発展に大きく寄与すると考えられます。

まちづくりは、行政だけのものではありません。市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、できることは自分たちの手で行うという発想の転換が必要になってくるでしょうし、行政も、生活者のプロとしての市民と向き合い、対等なパートナーとして市民と共に市政を行わなければならないという意識の転換がなされなければなりません。

誰もが安心して暮らせ、いきいきと生活できる和泉市を作りたいという「夢」とことん語りあい、夢を形にしていくために「できる人ができることをする」ことが「協働」だと考えます。

そして、いろいろな市民の想いを込めてでき上がった自治基本条例が真に自分たちのまちを守る憲法になり、市民が主役のまちづくりが進むのだと思います。

## 第2章 自治の基本原則

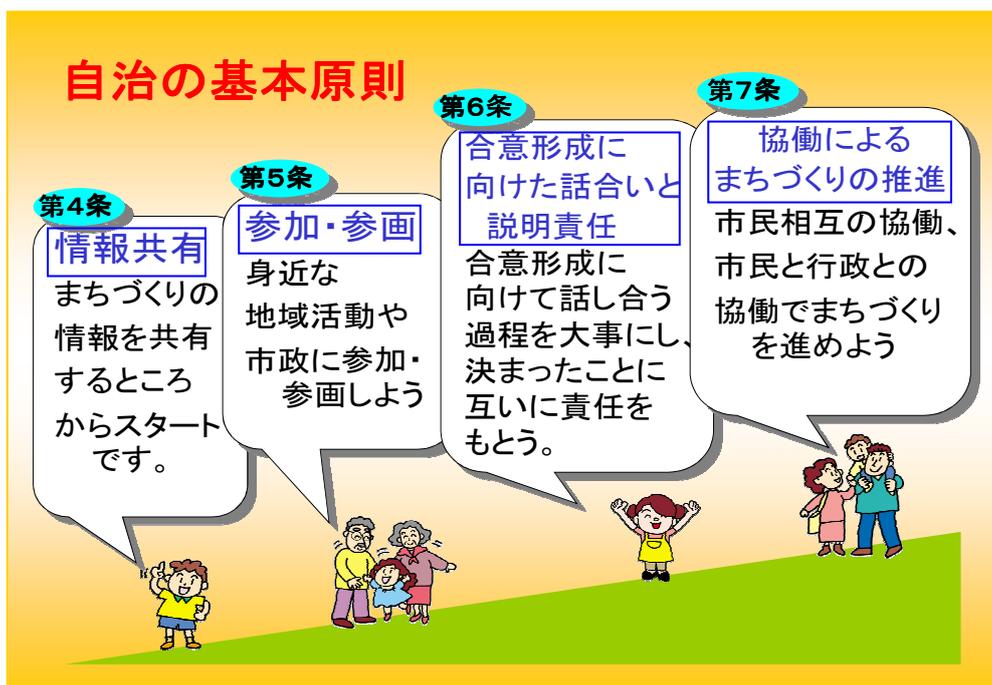
### (4)情報共有の原則

(情報共有の原則)

第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。

#### 【説明】

前文及び第1条「目的」では、これまでの行政主導型のまちづくりから、これからは、自治の担い手である自律した市民が、市民相互の協働及び市民と行政との協働を基礎としてまちづくりを行い、持続的に発展可能な地域社会の実現をめざすものとしていますが、その目的を達成するために最も大事にしなければならないことを基本原則として掲げています。①「情報共有の原則」、②「参加・参画の原則」、③「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」、④「協働によるまちづくりの推進の原則」の4つの柱を第4条から第7条で定めています。



## ①情報共有の原則

協働でまちづくりを進めるには、まちづくりの情報を共有することが大前提です。

情報共有には市民同士の共有、市民と行政との共有があります。地域の課題を地域で共有し、解決したり、災害時に地域で助け合うためには、市民間、地域間でも情報共有が必要です。また、職員においては、行政情報は自治の担い手である市民から預かっているものという認識のもと、市民参画、協働によるまちづくりを進めるためには、市民との情報共有を今以上に進めていかなければなりません。

なお、情報公開や情報提供に当たっては、個人の権利や利益が侵害されることのないようにしなければなりません。

## (5)参加・参画の原則

(参加・参画の原則)

第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。

【説明】

## ②参加・参画の原則

「自治」とは、自ら考え、参加・行動することですから、自治の担い手である市民は、住民自治の実現のために、まちづくりに積極的に参加・参画することが大前提であり、原則としています。市民は、「和泉市というまちを育てる」という視点で、まちづくりを他人任せにせず、市政について関心を持ち、自発的に参加・参画することが重要です。

## (6)合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則

(合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則)

第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意形成に向けて十分話し合いに努めるとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。

### 【説明】

#### ③合意形成に向けた話し合いと説明責任

まちづくりを進めるためには、市民と市民又は市民と行政とが、お互いの意思疎通を図った上で、合意形成に向けて十分に話し合いに努めるというプロセスを踏まえていることが重要です。

なお、ここでの合意形成に向けた話し合いとは、平行線の議論であっても、お互いの合意できる点はないかを探る努力をするという意味であり、全員が賛成という結論をもってのみ物事が進められるという意味ではありません。それぞれの事案に応じて、話し合う前に、話し合いのルール（例えば、最終的には多数決をとる。座長に一任するなど。）についての合意は最低限必要です。

また、市民も行政も、話し合いの結果について、市民や行政に対して説明する責任を負うことにもなります。例えば、A案支持30人、B案支持20人、結果A案採用となった場合、それが合意に向けて話し合った結果であれば、お互いにその結果を尊重し、説明責任を持つということです。

## (7)協働によるまちづくりの推進の原則

(協働によるまちづくりの推進の原則)

第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。

【説明】

④協働によるまちづくりの推進の原則

まちづくりの推進は、市民と市民又は市民と行政との協働によることを原則としています。

市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割と責任のもと、互いに助け合うことによってまちづくりを進めることが必要です。そのためには、互いの自主性を尊重し、対等な立場に立って信頼し合うことが大切です。



## 第3章 市民・事業者

### (8)市民の権利

(市民の権利)

第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりの情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加・参画する権利

#### 【説明】

市民の権利は、地方自治法で「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利（第10条第2項）」、「普通地方公共団体の選挙に参与する権利（第11条）」があります。ここでは、それ以外の新たな市民の権利を保障するものです。

#### ①まちづくりの情報を知る権利

まちづくり（7ページ 定義(5)参照）の情報とは、行政の保有する情報のみならず、町会・自治会やNPOの保有するまちづくりに関する活動の情報などを含みます。

市民が自ら考え行動するためには、まちづくりの情報について、市民相互、市民と行政との間で可能な限り情報量の差をなくす必要があるため、自治基本条例においてまちづくりの情報を知る権利を保障しています。

#### ②まちづくりに参加・参画する権利

自治基本条例において市民が自治の担い手であることを明らかにした上で、まちづくりへの参加・参画権を明記しています。

市民は、参加・参画に当たって、自らが持つ豊かな知識と経験をいかすことができます。行政は、市民が参加・参画しやすい制度・環境を整えることによ

って参加・参画機会を提供し、かつ、参加・参画権が開かれていることを多くの市民に周知することによって市民が自発的に参加する意欲を持てるよう促すよう努めなければなりません。

なお、ここでは、参加・参画に関する包括的な規定として定めたものであり、審議会や住民投票などの市政への参加・参画の具体的な規定は、第8章「参加・参画・協働」に定めています。

また、参加・参画権は、第3条「用語の定義」(1)「市民」に定義されるすべての人にありますが、権利の行使には、責務が伴うことにも注意が必要です。

#### (9)市民の責務

##### (市民の責務)

第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

##### 【説明】

市民の責務に関しては、憲法で、①納税の義務、②勤労の義務、③教育を受けさせる義務が定められていますが、地方自治全般を通じた包括的な責務を定めた法令等は見当たりません。また、地方自治法第14条第1項の規定では、「市町村は、(中略)法令に反しない範囲において条例を制定することができる」とされていることから、ここでは、自治基本条例の理念を実現するために、市民にはどのような責務が必要なのかを明らかにし、新たに市民の責務として定めています。

市民は、自治の担い手であることを自覚し行動する上で、市全体の公益性と公共性の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

## (10)事業者の責務

### (事業者の責務)

第10条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくりについて理解し、協力するよう努めなければなりません。

#### 【説明】

事業者は、まちづくりにおいて、環境問題、大規模開発、雇用問題等、その事業活動が地域社会に与える影響が大きいことから、事業者の責務を特別に定めています。

自治基本条例では、「事業者もまちづくりの主体」という観点から、事業活動と地域環境との調和や既存の住環境への配慮など「周辺住民の快適な住環境の確保」といった視点や、公平な雇用機会の確保や人権擁護、法令遵守、消費者保護、仕事と家庭の両立支援など「企業の社会的責任」といった視点で、事業者の理解と協力が必要となるため、ここで定めています。

## 第4章 議会・議員

### (11)議会の役割及び責務

#### (議会の役割及び責務)

第11条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する権限及び市政運営を監視し、<sup>けん</sup>牽制する等の役割を果たします。

2 議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明することに努めなければなりません。

3 議会は、開かれた議会運営及び議会の活性化に自ら努めなければなりません。

4 議会は、前3項の役割及び責務を果たすため、議会の持つ権能を最大限に活用するよう努めなければなりません。

#### 【説明】

##### ①第1項 議会の役割

議会の役割については、地方自治法に定められており、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定及び市政運営に対する監視機能等がありますが、市民に対してより明らかにするために改めて条例に定めています。

##### ②第2項 議会活動のあり方と情報提供・説明責任

議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報について、市議会だより及び市議会ホームページ等を通じて市民に対して説明することを定めています。

##### ③第3項 市民に開かれた議会運営と議会の活性化

議会は、市民にとって身近な存在であり続けるためにさらに開かれた議会運

常に努め、議会改革を含めた議会の活性化に自ら努めることを定めています。

#### ④第4項 議決権・調査権等の権限を最大限に発揮

議会は、前3項の役割及び責務を果たすため、議会の持つ議決権・調査権等の権限を最大限に発揮して活動することを定めています。

#### (12)議員の責務

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の代表として自己研鑽<sup>さん</sup>に努めるとともに、常に市民の目線に立ち、公正かつ誠実に公共の福祉の実現に努めなければなりません。

2 議員は、議員活動の情報等について、市民に説明するよう努めなければなりません。

3 議員は、調査研究活動及び市民との対話を通じ、政策提言及び政策立案に努めなければなりません。

#### 【説明】

##### ①第1項 自己研鑽<sup>さん</sup>と公正・誠実な職務遂行

議会の構成員としての議員のあり方として、議員は、すべての市民の代表としての自覚のもと、自己研鑽<sup>さん</sup>に努め、公正かつ誠実に職務を遂行することを定めています。

##### ②第2項 議員活動情報等の説明

議員は、その活動の情報等について、積極的に市民に説明するよう定めています。

##### ③第3項 政策提言・政策立案

議員は、市民との意見交換を通じて、その意向を把握した上で、質問の機会や議案提出権等を活用しながら市政に対し積極的に政策提言及び政策立案に努めるよう定めています。

## 第5章 市長・職員

### (13)市長の責務

(市長の責務)

第13条 市長は、市民の負託にこたえ、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

#### 【説明】

市長は、市民の直接選挙で選ばれた市の代表者であることから、教育委員会などの他の執行機関の権限とされている事項及び議会の権限とされている事項以外のすべての事務を管理・執行する広い権限を持っています。そのため、市長が行政を運営していくに当たっては、市民の負託にこたえ、市民の視点と高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行わなければならないということを定めています。

また、市長は、この条例の趣旨を尊重して行政運営を行うことを責務として定めています。

### (14)職員の責務

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理の高揚に努め、この条例その他の法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を図るとともに、創意工夫をもって職務に精励しなければなりません。

#### 【説明】

#### ①第1項 公正・誠実な職務遂行

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、市民全体のために働くものとし

での認識を持ち、倫理の高揚に努め、この条例はもとよりあらゆる法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を行う責務があることを定めています。

## ②第2項 創意工夫で職務に精励

職員は、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営を行うために、また、市民自治によるまちづくりを進めるために、和泉市の行政を運営していくプロスタッフとして必要とされる知識や技術を自発的に習得し、政策形成能力や調整能力などの向上を図り、創意工夫して職務に精励しなければならないことを定めています。

～和泉市の自治を考える懇談会「協働のガイドライン提言書」より～

### 6 職員へ望むこと

#### ● 生活者の視点を持ち、現場で共に悩む姿勢を持とう！

##### 【現状・課題】

市民サービスを実施するにあたり、市民サイドに立って考えたり、市民ニーズを的確に把握する工夫を行うなど、柔軟な対応がされているでしょうか。

##### 【そこで提言します】

表面的な事例ではなく、現場に足を運ぶことで、問題の根本を捉え、それを解決するために、必要な部局との連携体制をとり、縦割りの弊害をなくすことが必要ではないでしょうか。

##### 【そのために例えば・・・】

- 市民は生活者のプロ、行政のプロである職員は市民の対等なパートナーとして、積極的に市民の意見を取り入れ、市民と共に市政を行きましょう。
- 机上のプランばかりでなく、現場に足を運んで、判断をしましょう。
- 市民と共にがんばる職員が、きちんと位置づけられるような職場環境にしましょう。

#### ● 前例踏襲主義ではなく、開拓者精神で創意工夫を！

##### 【現状・課題】

縦割りでそれぞれの課が連携されていないため、市民の相談がたらい回しにされたり、担当者レベルで話したことが管理職まで伝わっていない、地域住民に対する情報の開示が遅いことがあるなど、数多くの問題が指摘される反面、職員の市民に対する姿勢が良くなってきたという意見もあります。

##### 【そこで提言します】

職員は、まちづくりのプロとしての意識をしっかりと持ち、市民ニーズにあった対応ができるようにしましょう。

地域の課題、市民のニーズについて、市民と共に考え、国の制度や既存の制度がなくても、創意工夫し、和泉市なりにできる方法を考える力、現状を変え、課題を解決する力を望みます。

##### 【そのために例えば・・・】

- 市民及び職員同士のコミュニケーション能力の向上を図りましょう。
- 地域住民への説明責任や理解を求める努力を常に行いましょう。
- 前例踏襲主義ではなく、開拓者精神で創意工夫を行きましょう。

## 第6章 コミュニティ

### (15)コミュニティ

(コミュニティ)

第15条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行います。

2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日ごろから情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。

3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。

4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。

5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。

6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。

#### 【説明】

ここでいう「地域」とは、和泉市全体及びある特定の地域の両方の意味を含みます。

本市のコミュニティを取り巻く状況は、都市部と旧集落間、あるいは、世代間で地域に対する愛着心に温度差があることや、全国的に少子高齢化が進展す

る中、家族形態の多様化により、大きな転換期を迎えています。

このような背景のもと、今までのコミュニティと市民との関係、コミュニティ自体のあり方及びコミュニティと行政との関係を見直し、新たな関係・あり方を定めています。

### **①第1項 コミュニティの役割とコミュニティの維持・育成**

地域コミュニティでは、防犯、防災、福祉、交通安全、子どもの安全、高齢者が集う場づくり等、様々な活動を行っていますが、「日ごろ、家にいないから地域は関係ない」、「自治会は役が当たるから面倒」といった理由から、地域活動と関わりを持とうとしない人々が増加していることが問題となっています。しかし、市民が自治の担い手として活躍するためには、地域自治・住民自治を担うコミュニティの果たしている役割について、今一度認識する必要があります。

条文中の「一人一人ができること」とは、ある人にとっては、町会・自治会の役員を担うということであり、ある人にとっては、地域の清掃に参加することであるなど、一人一人の市民が自分で判断して、自分の意思で行う活動で、誰かに強制されて行うものではありません。しかしながら、そのような一人一人のことができることが積み重なり合うことで、地域の力となり、コミュニティを守り育てていくことができます。

### **②第2項 地域での情報共有と助け合い**

市民は、地域の中で日ごろから情報を共有し、連携体制を築いておくことで、災害時等には、円滑な避難・救助活動を行うことが可能となります。個人情報保護の観点からの注意は必要ですが、必要最低限の情報交換は地域においてお互いを尊重しあいながら行っていくことが望まれます。

### **③第3項 子どもの育成環境づくり**

ここでは、家庭や学校だけではなく地域全体で子どもを守り、育てる必要があることを定めています。本条例の目的である持続的に発展可能な地域社会を実現するためには、市民は、連携・協働し、次世代の和泉市のまちづくりを担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努める必要があります。

#### **④第4項 コミュニティ活動のあり方**

市民は、コミュニティ活動を行うに当たって、その活動の社会的責任を自覚し、民主的に組織を運営し、その活動内容が広く理解されるようにしなければなりません。その上で、地域住民の交流を深める活動を積極的に行い、みんなを巻き込んでいくことによって、コミュニティに活力をもたらしていくことが必要です。

#### **⑤第5項 コミュニティ相互の連携・協働**

地域には町会・自治会、婦人会、子ども会、老人会などの地縁型のコミュニティと NPO 法人や各種ボランティア団体などのテーマ（例えば子育て支援、介護など）型のコミュニティがあり、それぞれが積極的に地域活動やイベントなどを行っています。しかし、さまざまな組織間の交流や連携が十分とれていないことから、よく似た行事が行われていたり、参加者が限られているなどの課題があります。

そこで、様々なコミュニティが、各主体が抱える課題や地域全体の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し互いの立場や意見を尊重しながら、連携・協働を積極的に行うことで、住み良い地域社会の実現を図っていくことが求められています。

#### **⑥第6項 コミュニティと行政との関係**

これまでは、行政が、町会・自治会など地縁型のコミュニティに対しイベン

トへの参加など市政への協力を「お願い」することや、NPO法人や各種ボランティア団体などのテーマ型のコミュニティに行政の行う公共サービスの一部を委託するという関係が多く見られました。こうした関係は協働の一形態といえることができるものの、今後は、公共サービスをみんなで担っていく上で、両者の関係を改めて見直していく必要があります。

行政は、コミュニティの自主性・自立性を尊重するとともに、地域社会を活性化するために、「地域のことは地域運営のプロであるコミュニティ組織に委ねる」という考えのもと、地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティ間の中間コーディネーター役や各活動主体が情報交換する場の提供など、具体的に実現可能な支援を進めていく必要があります。

※ 地縁型コミュニティ・・・町会・自治会など、住んでいる地域のつながりを基盤としたコミュニティをいいます。

※ テーマ型コミュニティ・・・NPO法人など、子育て、高齢者福祉、環境等の特定のテーマによって結びついているコミュニティをいいます。

#### (16)市民相互の意見交換の場

(市民相互の意見交換の場)

第16条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市民からの申出があるときは、その運営に必要な技術的支援を行うことができます。

#### 【説明】

ここでいう「対話の場」とは、市民誰もが自由な立場で参加し、まちづくりについての意見交換をすることができる場です。例えば、町会・自治会館や小学校の空き教室など、地域にある身近な施設に月1回程度集まって、地域の課

題を共有し、解決策を話し合うことを目的とした「まちづくり井戸端会議」などです。なお、課題の解決以外にも、このような対話の場での交流を行うことにより、地域での連携・信頼関係を築いていくことができやすくなります。

また、ここでいう「運営に必要な技術的支援」とは、会議の運営が円滑にいくよう、進行を行ったり、意見を取りまとめたりする人（ファシリテーター）や、人と人や地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティ間の橋渡し・調整役を担う人（コーディネーター）の育成や派遣を行うことなどをいいます。

～和泉市の自治を考える懇談会「協働のガイドライン提言書」より～

## 第2章 市民相互の協働に関する提言（キャッチフレーズ）

- 1 地域における既存組織の役割・あり方
  - オープンで楽しい組織で参加者を増やそう！
  - ニーズに合わせた多様な活動をしよう！
- 2 市民相互の情報交換の場
  - 誰もが気楽に集え、地域の課題を分かち合える場をつくろう！
- 3 さまざまな組織の交流・連携づくり
  - 地域で、さまざまな組織間の交流・連携を深めよう！（組織に対する呼びかけ）
- 4 より多くの市民の参加
  - 地域の催しなどを通じ、時間をかけて仲間を増やそう！（組織に対する呼びかけ）
- 5 市民のまちづくりに対する意識・参加動機
  - 自分たちに何ができるかを考えて活動を始めよう！（個人への呼びかけ）

### 【現状・課題】

私たちは、行政が行う公共サービスだけではなく、町会・自治会による防犯灯の設置や巡回などの防犯活動、清掃美化活動、子どもの安全見守りや交通安全活動、また、社会福祉協議会、民生委員さんやボランティアグループによる地域福祉活動など、さまざまな公的サービスの提供によって、住みよい暮らしを維持しています。

しかし、懇談会の話し合いの中で、そういった公共活動や相談窓口があることを知らない人がいることもわかりました。“町会や自治会に入らなくても、日頃の生活には全く支障がない。困ったことが起きれば、役所に言うか、お金を払って専門家に頼めばよい”と思いませんか。しかし、役所でもお金でも解決できない問題があります。もし今、震災が起きたらあなたはどうしますか？

### 【そこで提言します】

市民と行政との関係を考える前にまず、市民相互の協働について考えましょう。自分が住んでいる身近な地域での助け合いが「市民相互の協働」のはじまりです。「自分たちのまちは自分たちでつくる」を基本に、人まかせ、他人事とせず、自分たちに何ができるかを考えて、一人ひとりができることから積極的に参加・活動を行いましょう。

## 第7章 行政運営

### (17)行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第17条 行政運営は、この条例その他の法令等を遵守し、公正を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことを原則とします。

2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。

3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏まえた行政運営を行わなければなりません。

4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討し、選択するよう努めるものとします。

#### 【説明】

第7章「行政運営」は、行政内部の運営について定めるものであり、市民、議会、行政の三者による市政運営とは異なります。ここでは、第2章「自治の基本原則」第4条から第7条に基づき、行政に特化して定めています。

#### ①第1項 市民との信頼関係の構築

第2章「自治の基本原則」の第5条「参加・参画の原則」、第6条「合意形成に向けた話合いと説明責任の原則」及び第7条「協働によるまちづくりの推進の原則」に基づき、行政運営は、この条例その他の法令等を遵守し、公正を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことが、まず第一として定めています。

#### ②第2項 情報提供

第2章「自治の基本原則」の第4条「情報共有の原則」に基づき、行政情報

の提供について定めています。行政情報は、本来、市民から預かっているものです。職員は、いつでも情報提供できるよう適正な文書管理に取り組み、積極的に情報提供していかなければなりません。また、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を確保することから情報公開条例を定め、条例に基づき公文書の情報公開を行っています。市民との情報共有を進めるためには、行政が保有する情報をそのまま市民に提供する方法のみではなく、施策の計画段階から推進状況に至る各段階において、適切な時期に分かりやすく市民に情報提供することも必要です。それと同時に、市民も、行政からの情報提供を待っているだけでなく、自ら情報を入手するよう努力する必要があります。

なお、情報提供は「速やか」に行うことが理想ですが、ここでは、より分かりやすく情報を提供するという観点から、その提供時期についても配慮する必要があるため、「適切な時期に」という表現を用いています。

### **③第3項 市民意見を取り入れた行政運営**

第2章「自治の基本原則」の第5条「参加・参画の原則」に基づき、市民意見を取り入れた行政運営について定めています。行政は、市政への市民参加・参画の機会を積極的に設けるとともに、職員は、まちづくりを担うプロのスタッフとして、生活者としての市民意見を市政に取り入れるよう努めなければなりません。

なお、市民意見とは、本来、合意を必要とするものではありませんが、ここでの「市民意見」とは、第2章「自治の基本原則」の第6条「合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則」に基づくもので、課題に対して、立場の異なる様々な市民が議論し、一定の合意を得た意見を指します。

### **④第4項 効率的・効果的な行政運営**

地方分権、少子高齢社会の進展等により、今後も厳しい財政状況が予想され

る中、行政には、市民から預かった税金等をより一層有効に使うという自治体経営の観点が求められています。このため、行政は、顧客指向、成果重視などの考え方にに基づき、最も効率的・効果的な手法を常に検討し、選択するよう努めることを定めています。

#### (18)総合計画

(総合計画)

第18条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。

#### 【説明】

総合計画とは、地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、あらゆる分野に関する目標や施策が網羅された総合的な計画として位置づけられるものです。

自治基本条例は、自治のあるべき姿とそれを達成するために情報共有や協働に関するルールを定めるものであり、総合計画は、市のまちづくりの各種の具体的な計画すべての基本となるものであることから、当然のこととして、本市の自治の基本である本条例の趣旨に沿って定められなければなりません。

また、進行管理状況を適切な時期に公表するなど、市民との情報共有に努めなければなりません。

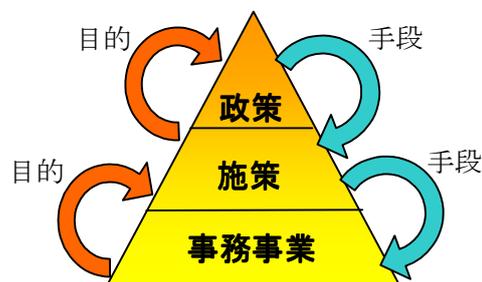
#### (19)行政評価

(行政評価)

第19条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、市民の意見を取り入れた評価制度を運用しなければなりません。

## 【説明】

すべての行政活動は、政策・施策・事務事業の3層構造に整理することができます。行政評価とは、政策・施策・事務事業について、あらかじめ設定した基準や指標に対して、その達成度や成果、妥当性を判定し、継続的に見直しや改善を行うための仕組みです。透明性の高い市政運営を行うために、評価の結果を市民に公表し、行政は、説明責任を果たさなければなりません。また、総合計画で定められている政策や施策がどの程度達成されているのかを評価するためには、政策や施策の達成度合いを分かりやすく客観的に評価できる指標を設定する必要があります。このため、指標づくりに際しては、行政内部の判断だけでなく、市民の意見も取り入れながら、市民と職員の双方が客観的に評価できる指標の設定を工夫しなければなりません。



## (20)財政運営

### (財政運営)

第20条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わなければなりません。

2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政状況を公表しなければなりません。

## 【説明】

自治体財政は、市民の税金等によって支えられていることから、予算の編成や執行、財政状況が市民に分かりやすく公表され、また適正かつ効率的に執行されることが必要です。ここでは、こうした財政運営の基本事項を定めるもの

です。

### ①第1項 総合計画に基づいた財政計画、健全な財政運営

行政は、事業の継続実施を前提にするのではなく、社会状況の変化に応じて事業手法や事業の実施そのものの見直しを行うなど、従来の慣習にとらわれることなく、総合計画に基づいた中期的な財政計画を策定し、職員に周知することで、職員一人一人が財政状況の概要を把握し、無駄な支出を省き、限られた財源を有効に配分した予算編成を行い、総合計画の目標達成に向けた効率的かつ効果的な予算執行を行うなど健全な財政運営が求められます。

### ②第2項 財政状況の公表

行政は、毎年度の予算編成方針から予算決定、予算執行、決算認定までに至る財政運営の状況を、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

なお、市民へ公表する際には、単なる数値の羅列ではなく、全国統一の健全化指標や図表を用いることや、予算査定結果を公開することなど、市民が理解しやすいように工夫しなければなりません。

## (21)行政手続

(行政手続)

第21条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うものとします。

2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提出し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を取らなければなりません。

【説明】

### ①第1項 行政手続の明確化と速やかな処分等

ここでは、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、許認可申請、届出、行政指導などの行政手続に関するルールを市民に明らかにし、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うことを定めています。

なお、行政手続における「処分等」の等には、行政指導（指導、勧告、助言等）を含んでいます。

※ 処分・・・申請に対する許可・不許可や許可の取消しなどの不利益処分その他法的拘束力を伴う行為をいいます。

※ 行政指導・・・市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

## ②第2項 意見公募手続

行政は、総合計画や都市計画マスタープランなど市の基本的な計画を策定したり、市民の権利義務に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提出し、又は決定しようとするときは、別に定める「和泉市パブリックコメント手続実施要綱」の規定に基づき、これらの計画や条例等の案の公表、案についての意見聴取、意見に対する行政の対応の公表などの手続を取らなければならないことを定めています。

### (22)意見、要望、苦情等への対応

(意見、要望、苦情等への対応)

第22条 行政は、市民からの意見、要望、苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。

#### 【説明】

ここでは、市民からの意見等に対する行政の対応責務について定めています。

市民からの意見、要望、苦情等に対して、行政は、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。そのため行政は、関係部局が連携を取って、迅速に回答・対応できる組織体制を築く必要があります。また、意見等から得られた情報を政策等へ反映していくことも重要です。

### (23)人材育成

(人材育成)

第23条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、積極的に人材育成施策を行わなければなりません。

#### 【説明】

行政は、今後さらなる地方分権の進展や協働社会の実現に向け、常に職員一人一人の能力の向上を図り、組織としての力を高め、多様な市民ニーズや突発的な状況に創意工夫をもって対応していかなければなりません。そのために、市長は、職員の人材育成を市の重要な施策として行わなければならないことを定めています。

### (24)危機管理

(危機管理)

第24条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。

#### 【説明】

ここでは、日常に起こりうる事故や多様化する社会的・人為的な災害などの危機を未然に防止できるよう努めるとともに、大規模災害などにおける危機の発生時には、迅速かつ的確な対応による被害の抑止、軽減化を図るため、危機管理体制の強化に取り組むことを定めています。

## (25)子どもの育成

### (子どもの育成)

第25条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。

#### 【説明】

ここでは、子どもの育成環境を確保するための行政の役割を定めています。行政は、保護者、地域住民、子どもに関係する団体が連携・協働できるよう、子どもの育成に関する行政組織内の連携体制を強化し、子どもの育成環境の確保に関して総合的な視点をもって施策展開を行うことで、将来の和泉市のまちづくりを担う子どもが健やかに成長する環境を確保するよう努める必要があります。

## (26)他の機関との連携

### (他の機関との連携)

第26条 行政は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対し、自主性を保持しつつ互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めるものとします。

#### 【説明】

行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより市単独では解決できない課題や共通する課題に対して、近隣の他の市町や都道府県と連携、協力し合いながら解決に当たるよう努めることを定めています。

## 第8章 参加・参画・協働

### (27)市民と行政との意見交換の場

(市民と行政との意見交換の場)

第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。

2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映するよう努めなければなりません。

#### 【説明】

これまでは、行政が政策を実現するための事業内容を決定してから、それを市民に説明するという方法が多かったのですが、これからは、地域の様々な課題を解決するため、政策を立てる前に市民の意見を聞くことから始めることが「市民と行政との協働」の第一歩となります。このため市民と行政が対等の立場で自由な雰囲気話し合える場を作っていく必要があります。また、行政は、それらの場での市民からの意見を、生活者の視点に立った意見として真摯に受け止め、まちづくりのプロとしての視点に立って、いかに政策に反映させていくかを検討しなければなりません。

### (28)政策立案過程への参画

(政策立案過程への参画)

第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。

2 行政は、市民が政策の立案過程に参画することができるように、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

#### 【説明】

ここでいう「政策」とは、個々の具体的な事業等ではなく、総合計画や行財政改革プラン、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、環境基本計画、生涯

学習推進プランなど行政全般にかかわるものや各分野の最も基本となる計画や方針のことをいいます。

ここでは、市民には行政各分野の基本となる政策の立案過程に参画する権利があることを明らかにした上で、そのために行政は適切な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めています。そのためには例えば、当事者市民を含む市民懇談会を開催し、その提言を踏まえて政策の原案を立案することなどが考えられます。

#### (29)審議会等

##### (審議会等)

第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 審議会等は、その審議が充実したものになるよう、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。

3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公正の確保と透明性の向上のため、原則公開とします。

4 審議会等に関して必要な事項は、市長等が別に定めます。

##### 【説明】

「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長等の執行機関の附属機関を指します。審議会等は、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設けられ、調査、審議、審査などを行います。審議会等への参画は、市の政策形成に大きな役割を果たす市民参加の重要な手段であることから、自治基本条例で市民委員の公募や審議の充実、会議の公開等について定めるものです。

なお、要綱等で設置された審議会に準ずる委員会等についても、この規定の趣旨を尊重するものとします。

### ①第1項 委員構成

審議会等は、多様な意見を取り入れるため、委員構成について、年齢、性別、地域性等も考慮にいれ、偏りのないものとしなければなりません。また、市民公募により幅広く人材を選出することに努めるものとし、法令等の定め、あるいは、規定の制約等がない審議会等において市民公募を行わない場合は、委員構成について説明責任を果たさなければなりません。

### ②第2項 審議の充実

審議会等の開催に当たっては、行政は、その審議が充実したものになるように、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。例えば、市民委員が積極的に議論に参画できるように、必要な知識習得の機会を提供することや、審議会開催前に意見公募手続（パブリックコメント手続）を行い、その後の審議に多様な市民の視点が入り入れられるようにするといった工夫も必要です。会議の進行についても行政主導型を前提とせず、会議の趣旨に応じて会議等の運営方法も検討する必要があります。

### ③第3項 会議の公開と会議録の整備・公開

会議の公開は、市政の公正の確保と透明性の向上のため本市が今後取り組まなければならない重要なことの一つであることから、原則公開というルールを定めるものです。多くの市民に議論の過程や結果を公開することで、透明性の高い市政運営につながり、ひいては市民の信頼を得ることができます。また、非公開とした審議会等は、公開できない理由を明らかにし、その理由を公表しなければなりません。

行政は、審議会等の開催日について、休日や夜間に開催することも含めて多

くの市民が参加できる体制づくりを検討し、その上で、事前に十分周知を図ることにより、多くの市民が傍聴できる体制を整えなければなりません。

また、会議録等に関しても、個人情報などを除き、すべて公開することを原則としています。

#### ④第4項 委任

「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」で、具体的に審議会を運営するための規則を定めます。

### (30)協働の促進

(協働の促進)

第30条 行政は、公共サービスにおける市民及びコミュニティの役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進しなければなりません。

#### 【説明】

行政の行う公共サービスには、公平性・平等性の原則があり、多様な市民ニーズや個別の市民ニーズに対応することには限界があります。そこで、必要な人が必要な公共サービスを受けられるようにするために、行政は、市民やコミュニティ（町会・自治会、NPO 法人等）の自主性・自発性・多様性・柔軟性・先駆性といった特性を尊重し、その役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進していかなければならないことを定めています。

これまでは、行政は主導的な立場で、市民等は行政サービスのお手伝いをするといった、必ずしも対等な立場とはいえない場合もありました。これからは、第2章「自治の基本原則」の第7条「協働によるまちづくりの推進の原則」に基づき、市民も行政も互いに知恵と力を出し合うことで、住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

### (31)協働による事業の実施方法

#### (協働による事業の実施方法)

第31条 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。

2 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いに情報を共有し、情報の公開に努めるものとします。

3 市民、コミュニティ及び行政は、公共サービスの更なる向上のために、事業実施後にその事業効果等の客観的評価を行うものとします。

#### 【説明】

協働によるまちづくりを進めるためには、協働して事業を行う者同士が、互いを対等なパートナーとして捉え、事業の企画段階から協働していくことも必要です。

協働して事業を進めていく上で、協働して事業を行う者同士が互いに情報を共有すること、また、行政は、事業に関わる申請や審査、決定の手続きの透明性を図る必要があります。一方、協働のパートナーである市民やコミュニティも公共サービスを担う立場である以上、積極的に活動方針、財務状況、活動実績等に関する情報を公開するなど、市民に向けて認知度と信頼度を高めていくことが求められています。

なお、公共サービスの更なる向上のために、あらかじめ評価方法を定めておき、事業実施後にその事業効果や協働の進め方について、客観的評価を行うものとします。

～和泉市の自治を考える懇談会「協働のガイドライン提言書」より～

### 第3章 市民と行政との協働

#### 1 協働のあり方

#### ● 市民と行政はパートナー！

##### 【現状・課題】

これまでの市民と行政との協働の多くは、行政が政策や対策、予算の使い方といった枠組みをあらかじめ決めてしまってから、市民に一部分をまかせるという形ではなかったでしょうか。委託事業などの場合は、市民は、行政が作成した仕様書の指示、命令に従うという上下関係がありました。また、今までは協働できる市民がどこにいて何ができるのかが、行政サイドで把握できていなかったのではないのでしょうか。

しかしながら、提案型の委託事業も取り入れられつつあり、市民と行政が企画立案段階から話し合っ事業を行うことも増えてきているようです。

##### 【そこで提言します】

行政の行う公共サービスには公平・平等の原則があり、多様な市民ニーズや個別の市民ニーズにきめ細かく対応することには限界があります。行政が今やっている仕事を整理し、行政は行政でしかできないこと、行政が得意とするサービスに力を発揮しましょう。

町会・自治会などの地縁型組織やNPOなどのテーマ型組織にまかせられることはできるかぎりまかせていきましょう。

##### 【そのために例えば・・・】

- 市民と行政が対等なパートナーとして一緒に仕事ができるように、十分に話し合い、お互いの信頼関係を築きましょう。
- 企画立案の段階から市民が参画し、十分な相互理解の上で、お互いができることを責任を持って取り組みましょう。
- 地域の環境整備にまちづくりワークショップの手法を取り入れ、市民も主体的にかかわりましょう。

※まちづくりワークショップ・・・さまざまな立場の人々が自ら参加し、対話をくり返しながら、課題解決方法や計画犯を共同で生み出していくこと

## (32)住民投票

### (住民投票)

第32条 本市に住所を有する年齢満18歳以上の者（ただし、外国人については、定住する者に限る。第3項において同じ。）は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

3 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18歳以上の者とします。

4 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

5 住民投票についてその他必要な事項は、この条例の趣旨に基づいて別に条例で定めます。

### 【説明】

現行の地方自治制度は、住民の意思の反映について、選挙によって選ばれた議員による議会や市長を中心とする間接民主制が基本とされています。住民投票制度は、間接民主制を否定するものではなく、市に重大な影響を及ぼす事項について、直接住民の意思を議会や市長に届けることにより間接民主制を補完するものです。

住民投票制度には、特定の問題に限りその都度条例で定める個別設置型条例と、住民投票を実施する場合の要件、手続等をあらかじめ定めておく常設型条例がありますが、住民投票を行う必要があるような重要事項が発生した場合に、条例の制定から着手したのでは、作業が広範囲に及び期間も要することから、本市では、常設型の住民投票条例を制定するものです。

## ①第1項 住民発議

第1項では、自治基本条例における市民の参加・参画、協働によるまちづくりの推進の考え方に基づき、住民投票の実施について、住民発議（実施請求権）を明記しています。今後本格化する地方分権化の潮流の中で、今回の自治基本条例の制定を契機とし、市民の市政への参画機会を制度的に保障し、真に市民と行政との協働のまちづくりの実現をめざすものです。

発議できる者の年齢については、より広い年齢層の意見を取り入れる観点から、満18歳以上としています。なお、入国管理法の規定に基づき、永住資格や一定の在留資格をもって日本に在留している外国人のうち、本市に住所を有する人についても同様としています。

住民発議に要する署名数については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）で、「市町村の合併に関する住民が話し合う協議会の設置請求」が議会で否決された場合、「6分の1以上」の連署で住民投票を実施しなければならないと定められていることや、住民投票を実施する上で、「6分の1以上」は、和泉市の住民数から一定のハードルとなり得ると考えられることから、「6分の1以上」としています。

市政にかかわる重要事項については、別に住民投票条例で定めることとなりますが、市が行う事務であり、住民に直接その賛否を問う必要があるもので、かつ、市及び住民全体に直接利害を有する事項が想定されます。

## ②第2項 住民投票の実施

第1項の規定による住民からの請求を市長は拒むことができず、請求があった場合は住民投票が実施されることとなります。

## ③第3項 投票権

第1項と同様の考え方から、住民投票の投票権も満18歳以上の住民（ただ

し、外国人については、定住する者に限る。)としています。

#### **④第4項 住民投票の結果の取扱い**

住民投票の結果には、法的拘束力はありませんが、市議会や市長は、住民の意思を真摯に受け止め、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。

#### **⑤第5項 条例への委任**

ここでは、住民投票に付すべき事項や投票資格者の具体的な範囲など、住民投票を実施するために必要な事項についてはおおむね2年以内をめどに定めていきます。

## 第9章 条例の実効性の確保

### (33)自治推進審議会

(自治推進審議会)

第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として和泉市自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織します。

3 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとします。

(1) この条例の運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の推進に関すること。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 【説明】

この条例が適切に運用されているかどうかチェックを行うため、市長の附属機関として和泉市自治推進審議会を設置します。この審議会は、委員15人以内をもって組織します。審議会では、市長の諮問に応じ、①この条例の運用に関すること、②この条例の見直しに関すること、③その他この条例の趣旨の推進に関することを調査審議します。

また、通常、条例の改正は議会や市長が社会情勢の変化や法改正に伴い必要に応じて行うものですが、自治基本条例の場合、上位法がないことや理念的な規定が多いことなどから、実効性を確保するには、審議会等、一定の組織が条例の運用状況についての確認を行うことが必要です。

具体的に審議会を運営するための内容として、委員の選任方法や、委員長等の選出方法、会議開催方法等を規則で定めます。

## (34)条例の見直し

(条例の見直し)

第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、必要に応じて見直すもの  
とします。

### 【説明】

自治基本条例を本市の自治の礎としてふさわしい形で実質的に機能させるため、また、社会経済情勢の変化に対応し、時代経過による条例の形骸化を防止するためには、必要に応じて条例の見直しを行い、その時代に即した条例に育てていかなければなりません。

## 附則

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行します。ただし、第32条の規定は、規則で定める日から施行します。

### 【説明】

条例の施行日については、平成23年9月1日としていますが、第32条の住民投票の規定については、別に住民投票条例を制定後、その施行日より施行する予定です。

### (3) 条例の全文

平成 23 年 3 月 25 日

条例第 1 号

#### ○和泉市自治基本条例

#### 目 次

##### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自治の基本原則（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 市民・事業者（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 議会・議員（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 市長・職員（第 13 条・第 14 条）

第 6 章 コミュニティ（第 15 条・第 16 条）

第 7 章 行政運営（第 17 条—第 26 条）

第 8 章 参加・参画・協働（第 27 条—第 32 条）

第 9 章 条例の実効性の確保（第 33 条・第 34 条）

##### 附則

「和泉」。その歴史は古く、名称の由来となったのは泉井上神社にある「和泉清水」と伝えられています。奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府があったことから市名として採用されました。この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの和泉市は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。

私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、協働（和）により豊かな自然と命（泉）を育むまちとして、将来にわたり

持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。

誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の礎としての和泉市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、和泉市の自治の礎を定めるものであり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

### (用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内に事務所又は事業所を有

する個人又は法人その他の団体をいいます。

- (2) 事業者 事務所又は事業所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいいます。
- (3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。
- (4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。
- (5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。
- (6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任を持って主体的に参加することをいいます。
- (7) 協働 市民と市民又は市民と行政が、目的を共有しながら互いを尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し、協力し合うことをいいます。

## 第2章 自治の基本原則

### (情報共有の原則)

第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。

### (参加・参画の原則)

第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。

(合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則)

第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意形成に向けて十分話し合いに努めるとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。

(協働によるまちづくりの推進の原則)

第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。

### 第3章 市民・事業者

(市民の権利)

第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりの情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加・参画する権利

(市民の責務)

第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくりについて理解し、協力するよう努めなければなりません。

### 第4章 議会・議員

(議会の役割及び責務)

第11条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところに

より、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する等の役割を果たします。

- 2 議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明することに努めなければなりません。
- 3 議会は、開かれた議会運営及び議会の活性化に自ら努めなければなりません。
- 4 議会は、前3項の役割及び責務を果たすため、議会の持つ権能を最大限に活用するよう努めなければなりません。

#### (議員の責務)

第12条 議員は、市民の代表として自己研鑽に努めるとともに、常に市民の目線に立ち、公正かつ誠実に公共の福祉の実現に努めなければなりません。

- 2 議員は、議員活動の情報等について、市民に説明するよう努めなければなりません。
- 3 議員は、調査研究活動及び市民との対話を通じ、政策提言及び政策立案に努めなければなりません。

### 第5章 市長・職員

#### (市長の責務)

第13条 市長は、市民の負託にこたえ、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

#### (職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理の高揚に努め、この条例その他の法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を図るとともに、創意工夫をもって職務に精励しなければなりません。

## 第6章 コミュニティ

### (コミュニティ)

第15条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。

2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日ごろから情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。

3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。

4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。

5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。

6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。

### (市民相互の意見交換の場)

第16条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市民からの申出があるときは、その運営に必要な技術的支援

を行うことができます。

## 第7章 行政運営

### (行政運営の基本原則)

第17条 行政運営は、この条例その他の法令等を遵守し、公正を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことを原則とします。

2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。

3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏まえた行政運営を行わなければなりません。

4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討し、選択するよう努めるものとします。

### (総合計画)

第18条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。

### (行政評価)

第19条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、市民の意見を取り入れた評価制度を運用しなければなりません。

### (財政運営)

第20条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わなければなりません。

2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政

状況を公表しなければなりません。

(行政手続)

第21条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うものとします。

2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提出し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を取らなければなりません。

(意見、要望、苦情等への対応)

第22条 行政は、市民からの意見、要望、苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。

(人材育成)

第23条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、積極的に人材育成施策を行わなければなりません。

(危機管理)

第24条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。

(子どもの育成)

第25条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。

(他の機関との連携)

第26条 行政は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対し、自主性を保持しつつ互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めるものとします。

## 第8章 参加・参画・協働

### (市民と行政との意見交換の場)

第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。

- 2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映するよう努めなければなりません。

### (政策立案過程への参画)

第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。

- 2 行政は、市民が政策の立案過程に参画することができるように、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

### (審議会等)

第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

- 2 審議会等は、その審議が充実したものになるよう、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。
- 3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公正の確保と透明性の向上のため、原則公開とします。
- 4 審議会等に関して必要な事項は、市長等が別に定めます。

### (協働の促進)

第30条 行政は、公共サービスにおける市民及びコミュニティの役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進しなければなりません。

### (協働による事業の実施方法)

第31条 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と

責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。

- 2 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いに情報を共有し、情報の公開に努めるものとします。
- 3 市民、コミュニティ及び行政は、公共サービスの更なる向上のために、事業実施後にその事業効果等の客観的評価を行うものとします。

(住民投票)

第32条 本市に住所を有する年齢満18歳以上の者（ただし、外国人については、定住する者に限る。第3項において同じ。）は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 3 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18歳以上の者としてします。
- 4 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 5 住民投票についてその他必要な事項は、この条例の趣旨に基づいて別に条例で定めます。

## 第9章 条例の実効性の確保

(自治推進審議会)

第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として和泉市自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織します。
- 3 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとします。

- (1) この条例の運用に関する事。
- (2) この条例の見直しに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の推進に関する事。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(条例の見直し)

第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、必要に応じて見直すものとします。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行します。ただし、第32条の規定は、規則で定める日から施行します。

## (4) 参考資料：自治基本条例制定に係る取り組み内容

### 懇談会・研究会・検討会議等

- 平成 19 年 5 月～平成 20 年 8 月 自治基本条例庁内検討委員会
- 平成 19 年 6 月～平成 20 年 7 月 和泉市の自治を考える懇談会
- 平成 19 年 8 月～平成 20 年 2 月 和泉市の自治を考える懇談会運営委員会
- 平成 20 年 3 月～平成 20 年 7 月 和泉市の自治を考える懇談会提言書起草委員会
- 平成 19 年 8 月～平成 20 年 3 月 平成 19 年度庁内公募職員研究部会  
(自治基本条例全般に関する研究)
- 平成 20 年 6 月～平成 21 年 5 月 平成 20 年度庁内公募職員研究部会  
(条例案たたき台の研究・作成)
- 平成 20 年 8 月～平成 21 年 7 月 (仮称) 和泉市自治基本条例案策定委員会
- 平成 22 年 2 月～平成 23 年 2 月 和泉市自治基本条例案再検討委員会

### 報告書・提言書等

- 平成 20 年 2 月 平成 19 年度庁内公募職員研究部会 自治基本条例に関する報告
- 平成 20 年 5 月 和泉市の自治を考える懇談会「(仮称) 和泉市自治基本条例制定に向けて～協働のガイドライン～」中間報告書
- 平成 20 年 7 月 和泉市の自治を考える懇談会「(仮称) 和泉市自治基本条例制定に向けて～協働のガイドライン～」提言書
- 平成 21 年 3 月 (仮称) 和泉市自治基本条例案策定委員会「(仮称) 和泉市自治基本条例案」(原案)
- 平成 21 年 7 月 (仮称) 和泉市自治基本条例案策定委員会「(仮称) 和泉市自治基本条例案」(最終案)
- 平成 23 年 2 月 (仮称) 和泉市自治基本条例案再検討委員会「(仮称) 和泉市自治基本条例案」(再検討案)

### 意見募集・パブリックコメント等

- 平成 20 年 2 月 平成 19 年度公募職員研究部会報告書に対する意見募集(庁内・議会)
- 平成 20 年 5 月 18 日～6 月 18 日 和泉市の自治を懇談会中間報告書に対する意見募集
- 平成 21 年 3 月 6 日～3 月 31 日 (仮称) 和泉市自治基本条例案(原案)に対する意見募集
- 平成 22 年 12 月 7 日～12 月 28 日(仮称) 和泉市自治基本条例案(再検討案)に対する意見募集
- 平成 23 年 6 月 1 日～6 月 30 日 自治基本条例関連例規(案)パブリックコメント募集

### アンケート等

- 平成 19 年 4 月 自治基本条例講演会「自治条例ってなに？」来場者アンケート
- 平成 19 年 7 月 職員研修会「自治基本条例について」アンケート
- 平成 19 年 12 月 地方自治フォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」来場者アンケート
- 平成 20 年 9 月 ふれあいフォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」来場者アンケート

### 講演会・研修会・意見交換会・フォーラム等

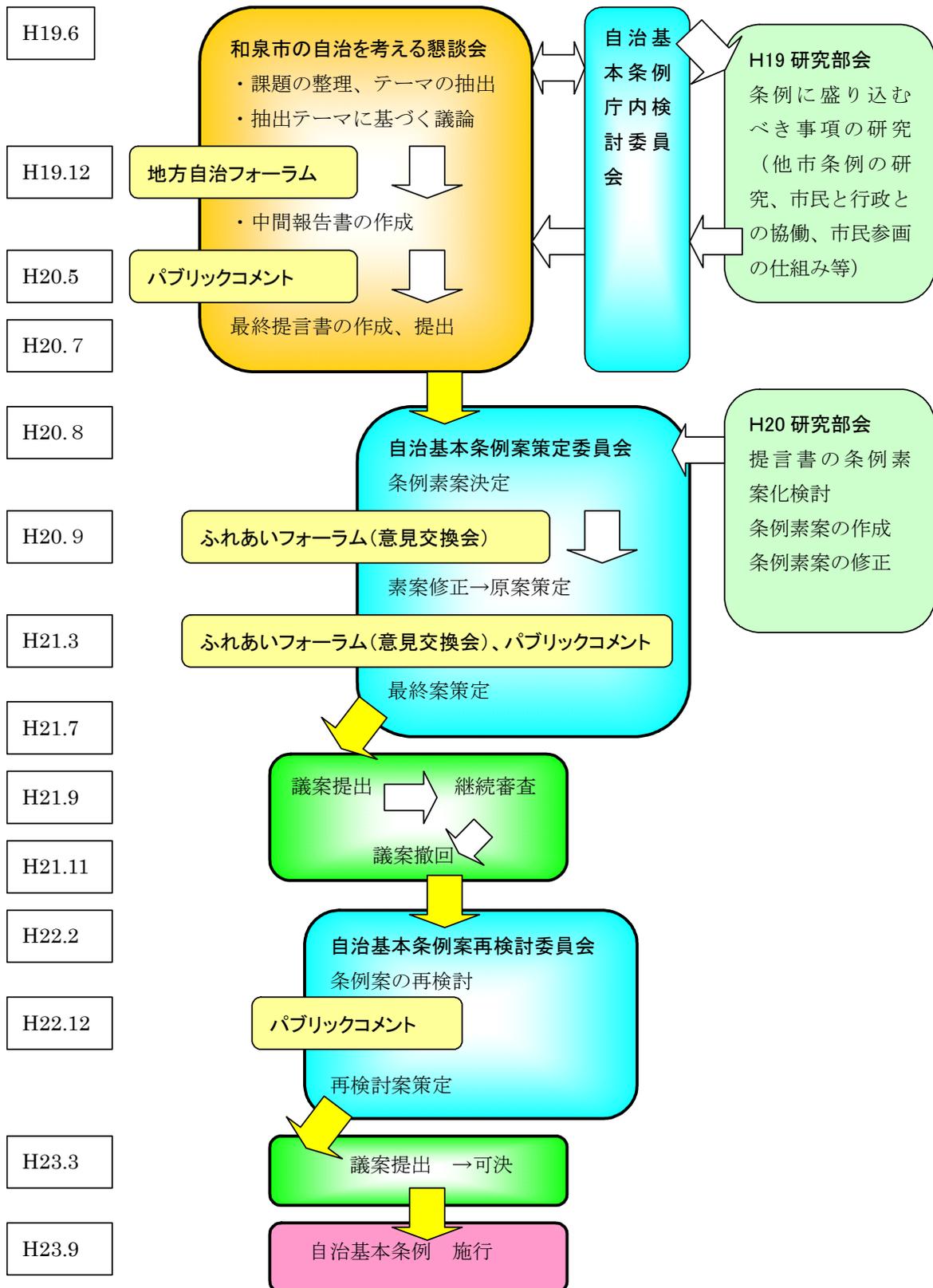
- 平成 19 年 4 月 自治基本条例講演会「自治条例ってなに？」(計 2 回)
- 平成 19 年 7 月 職員研修会「自治基本条例について」(計 4 回)
- 平成 19 年 12 月 地方自治フォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」
- 平成 20 年 5 月 和泉ふれあいフォーラム 和泉市の自治を考える懇談会中間報告
- 平成 20 年 6 月 町会・自治会長研修会「地域活動を元気にする秘訣」
- 平成 20 年 7 月 職員研修会「政策法務と自治基本条例について」(計 2 回)
- 平成 20 年 9 月 和泉ふれあいフォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」(計 2 回)
- 平成 20 年 12 月 町会連合会校区長研修会「自治基本条例」先進市(伊賀市)視察
- 平成 21 年 3 月 自治基本条例案原案に対する庁内各課意見交換会開催(計 2 回)

- 平成 21 年 3 月 和泉ふれあいフォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」(計 2 回)
- 平成 22 年 8 月 職員研修会「市民との協働と自治基本条例の意味」(計 2 回)

## 広報・ホームページ掲載等

- ホームページの更新 随時
- 自治基本条例だよりの発行 (第 1 号～第 6 号)
- 広報いずみ掲載記事
  - 平成 19 年 4 月 懇談会委員公募 講演会参加募集
  - 平成 19 年 6 月 トピックス「自治基本条例ってなに？」
  - 平成 19 年 6 月～ 懇談会・策定委員会傍聴者募集 (計 7 回)
  - 平成 19 年 11 月 トピックス「みんなで考えよう！和泉市のこと 自治を考える」
  - 平成 20 年 2 月 トピックス「自治基本条例をみんなで考えよう」
  - 平成 20 年 6 月 トピックス「自治基本条例をみんなで考えよう 市民懇談会中間報告書意見募集
  - 平成 20 年 8 月 シリーズ「新しい公共の姿と自治の仕組みづくり 地域活動を元気にする秘訣①、和泉市の自治を考える懇談会 協働のガイドライン提言書 提出
  - 平成 20 年 9 月 シリーズ「新しい公共の姿と自治の仕組みづくり 地域活動を元気にする秘訣②、ふれあいフォーラム「自治基本条例をみんなで考えよう」参加募集
  - 平成 21 年 2 月 シリーズ「みんなでつくる和泉市の自治のルール」①
  - 平成 21 年 3 月 シリーズ「みんなでつくる和泉市の自治のルール」②
  - 平成 21 年 7 月 (仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会 自治基本条例案を市長に提出
  - 平成 22 年 12 月 (仮称)和泉市自治基本条例案(再検討案)パブリックコメント募集
  - 平成 23 年 6 月 自治基本条例関連例規(案)パブリックコメント募集

## 和泉市自治基本条例制定の流れ



和泉市自治基本条例 解説書

平成23年8月

和泉市市長公室公民協働推進室

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725-41-1551

ファックス 0725-41-1944